平成２５年（フ）第９２２号
東京都北区滝野川５丁目37―５―402
破産者　北島　　明
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４５号
神奈川県横浜市緑区三保町2740―４
破産者　片平　　弘
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３号
神奈川県横須賀市ハイランド４丁目24番11号
破産者　有限会社中大
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５０８号
秋田市土崎港相染町字沖谷地153番地
破産者　株式会社はまなす
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８８号
埼玉県新座市東北２丁目29番６号
破産者　有限会社シャルル
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９３号
埼玉県桶川市泉１丁目17番８号
破産者　有限会社細井工務店
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７０号
さいたま市緑区大字中尾2177番地の２
破産者　共同設計株式会社
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４９号
さいたま市大宮区天沼町１丁目530番地、登記簿上の本店所在地さいたま市大宮区天沼１丁目530番地
破産者　株式会社大宮綜合メディカル
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５０２号
埼玉県戸田市喜沢１丁目38―12―104、開始決定時の住所東京都杉並区宮前３丁目18―６
破産者　高山昌芳こと　孔　　昌芳
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９４６号
神奈川県川崎市多摩区長沢４丁目37番１号
破産者　株式会社小笠原組
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９４７号
神奈川県川崎市多摩区長沢４丁目37番１号
破産者　株式会社成賢工業
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６７６号
東京都港区南青山６丁目６番22号
破産者　アーバンリゾーツパワー有限会社
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７３号
相模原市南区東大沼１丁目12番40号
破産者　大前かをる
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７２６号
横浜市磯子区東町15番32号根岸モンビル105号
破産者　株式会社プライム
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２号
神奈川県平塚市錦町15番17号
破産者　株式会社経済工学研究所
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７２５号
神奈川県秦野市下大槻67番地の５
破産者　株式会社バイタル湘南
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１９２号
長野県中野市大字間山326番地１
破産者　有限会社久保架設
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
長野県大町市大町2561番地１号
破産者　株式会社カウベル立田屋
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２１０号
横浜市港北区新羽町1300番地３
破産者　色彩自由空間株式会社
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３９０号
大阪市北区芝田１丁目１番４号
破産者　株式会社ジャパンクッキングセンター
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９００号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北１番
破産者　株式会社オリム
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９０１号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北１番
破産者　有限会社グランドワーク
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部